

平成31年第1回 蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日 時 平成31年2月7日（木） 午後4時15分～午後5時15分

■場 所 市役所4階 第1委員会室

■出席者（敬称略）

委 員 植田富美子（会長）、田村明人（会長代理）、山脇紀子、加山千恵子、秋元知子、
先崎 隆、金子健二、今野彰比古、本吉義博

頼高英雄市長

事務局 伊藤浩一（市民生活部長）、藤野聡雄（納税推進室長）、
白鳥幸男（医療保険課長）、佐藤昌史（医療保険課長補佐）、
加藤晶大（医療保険課長補佐）、
野田直美（医療保険課主任主事）、庄野綾子（医療保険課主任主事）

■次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 会長及び会長代理選出
5. 審議事項
 - (1) 議案第1号 蕨市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
 - (2) 議案第2号 平成30年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
 - (3) 議案第3号 平成31年度蕨市国民健康保険特別会計予算（案）について
 - (4) その他

■内 容

【1. 開会】

【2. 委嘱状交付】

市長より委員に委嘱状が交付された。また、新規委員の紹介と挨拶を行った。

【3. 市長挨拶】

国保運営協議会委員の皆さまには、平成31年第1回蕨市国民健康保険運営協議会にご出席いただき感謝申し上げます。また、国保の運営協議会の委員をお引き受けいただき、日

頃の国民健康保険の円滑な運営にご尽力をいただいていることに、重ねてお礼を申し上げます。

皆さんもご存じのとおり、高齢化が進む中で、特に団塊の世代の方々が75歳以上を迎える、いわゆる2025年問題が、現実の問題になりつつある。そうした中で、この国民健康保険を含めた社会保障制度を、将来にわたってどうやって持続可能なものにしていくのかということが、日本全体にとっても大変大きな課題となっている。その中でも特に大事なことは、皆さんの健康寿命をいかに延ばしていくのかということである。

健康寿命延伸の取り組みとしては、蕨では昨年度までの3年間、埼玉県健康長寿のモデル事業ということで、ウォーキングを中心とする取り組みを進めてきた。モデル事業は昨年度末で終了したが、非常に効果があるということで、今年度からは、ウォーキングを中心とする取り組みを継続しながら、さらに、埼玉県の健康マイレージとも連携し、取り組みの輪を広げている。昨年の健康まつりにおいては、4年継続して取り組んでいただいている方々を表彰させていただいたり、健康マイレージでは市独自のプレゼントも出させていただき、表彰、伝達などもさせていただいた。蕨の健康長寿の取り組みは、2年連続で、埼玉県から優秀市として表彰していただくことができた。

また、介護予防の事業では、平成27年9月から、住民の皆さんが主体となつてのいきいき100歳体操に力を入れてきた。3年間の取り組みの中で19教室にまで広がっており、現在、参加者約500名、サポーターの方が163名である。また、参加者の平均年齢は77.6歳、サポーターの平均年齢は69.6歳で、参加される方々はもちろん、サポーターの方を含めて、みんながこの取り組みを通じて元気になり、また、体操だけではなく、そこでいろんな井戸端談も広がって、いろんな意味での健康づくりにつながっている。

そして、特定健診では、なんとか受診率を向上させようと、受診者の方に蕨のオリジナルTシャツをプレゼントするなど、皆さんのご協力をいただきながら取り組んできた。そういう中で、平成29年度の受診率は、それまでだいたい41%前後で推移してきたものが44%にまで向上し、県内の受診率の順位も、23位であったものが14位にまで改善した。平成30年度については、機械音声により受診を促すオートコールシステムによる電話勧奨にも取り組み、受診時のアンケートでは、結構な人数の方が、電話勧奨もひとつのきっかけになったとご回答いただいたことでも、一定の成果があったと思っている。また、受診期間は6月の中旬から10月末までの、3ヶ月半で終了だが、今年度については、医師会の先生方にご協力いただけることになり、受診されていない方々に、1月15日から2月8日までの期間、今年度2回目の特定健診を実施することができ、受診率をさらに向上させるべく、取り組みを進めている。

本日の審議事項については、税条例の一部改正や、平成30年度補正予算、平成31年度当初予算が議題であるが、平成30年4月から国保が広域化されて、まもなく1年が終了しようとしている。平成31年度予算は2年目になるが、広域化1年目は納付金等の仕

組みが変わり、一般会計から国保会計への繰出金については、平成29年度より約1億円少なく、なんとか国保税を値上げせずに維持してこることができたが、平成31年度当初予算では、繰出金が約1億円増え、今後も増加傾向という状況になっている。私としては、市民の皆さんの暮らしや健康を守るため、なんとか低い水準に抑えたいと努力を続けているが、国保の財政状況を見ると、一定の税率改正も検討せざるを得ない状況になってきているのかなと思う。そうした点については、平成31年度、国保の運営協議会の皆さんにも、ご相談をさせていただきながら、しっかりと、国保の安定的な運営に向けて、取り組みを進めていきたい。

また審議事項の議案第1号である、国民健康保険税条例の改正については、課税の限度額は、国の政令で法定限度額が決められ、蕨はその1回前の水準で引き上げさせていただくという対応をしてきた。今回も国が引き上げることにより、蕨も法定限度額89万円を、現在の国の限度額93万円に引き上げさせていただく内容となっている。

本日の審議事項について、是非、忌憚のないご意見をいただき、国民皆保険制度の要である国民健康保険を安定的に運営できるよう、力を尽くしていきたいので、委員の皆さんの、引き続きのお力添えを心からお願い申し上げる。

【4. 会長及び会長代理選任】

立候補なしのため、事務局案として植田会長を提示し、承認された。また、会長代理は田村委員が選任され、承認された。

【5. 審議事項】

(1) 議案第1号 蕨市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

(その他資料1「蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」参照)

上記のことについて、事務局から説明し、議案第1号資料のとおりとすることで承された。

(2) 議案第2号 平成30年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、事務局から説明し、議案第2号資料のとおりとすることで了承された。

(3) 議案第3号 平成31年度蕨市国民健康保険特別会計予算(案)について

(「蕨市国民健康保険特別会計予算(案)概要版」参照)

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： 高額療養費について、一人当たりというのは、高額者の人数の一人当たりの金額か。

- 事務局： 被保険者全員で割った一人当たりである。
- 委員： 高額療養費を受けている人の中で、一人がいくら受けたかはわかるか。
- 事務局： 高額療養費を受けている人だけの集計は、取っていない。
- 委員： 県への納付金について、金額が上がっている要因は何か。
- 事務局： 基本的には被保険者数は減少しているが、一人当たりの医療費や、一人当たりの後期高齢者支援金が伸びているほか、個別の要因では、激変緩和措置額の減少、前期高齢者交付金の精算分の返還金の増加が挙げられる。
- 委員： 歳出5款の特定健診委託料について、これは受診率何%で計算されているのか。
- 事務局： 平成30年度予算は44%で見込んでいたが、今年度受診率が伸びているということで、平成31年度予算は2%上げて、46%で予算計上している。
- 委員： 昨年度の歳入で、前期高齢者支援金というのがあったが、今回は出ていないのか。
- 事務局： 平成30年度から広域化で大きく制度が変わり、前期高齢者交付金は県に直接入ってくるということで、市の予算からなくなっている。
- 委員： 蕨市国保の加入者数と、どのくらい減少したかというのを教えていただきたい。
- 事務局： 年度平均の実績で申し上げると、平成27年度が21,024人、28年度が20,549人、29年度が19,816人ということで年々減少している。平成31年度予算の見込みは18,701人で、30年度の19,520人から、4.2%ほどの減少となっている。
- 委員： 後期高齢者に移行する人が多いから、国保の人が段々減少していくのか。
- 事務局： 国保への加入者は少なく、75歳になり、後期高齢者の医療保険に入る方

が多いので、国保が減少している。

委員： 被扶養者が社会人になって抜けていくというのものではないか。

事務局： 社会保険に加入していくという要因もある。

委員： 歳出5款の保健事業で、委託料の受診率が46%ということだが、国が掲げた目標の60%を達成しないと罰則を科されるのか。

事務局： 国の目標自体は60%で、それを目指すように指定されているが、罰則という意味では、もっと低い基準である。例えば0に近いような場合に、罰則がある。

委員： 市と各企業の保険者では、罰則規定は異なるか。

事務局： 社会保険と国保では違った基準となっている。

委員： 今年度は、追加で特定健診期間を設けたが、結果的に受診率はどのくらい上がりそうか。

事務局： 平成29年度が約3%上がり、30年度は、現時点ではちょうど横ばいを見込んでいる。再実施によって、1%でも2%でも上がればと思っている。

委員： 保険税の改正について、平成31年度は一般会計からの繰入金を前年より1億円くらい投入するとなっているが、どのくらいになると税率を改正しなければいけないのか。

事務局： 県や国からは、法定外繰入金を0にするよう言われているので、ここで止めればよいというラインは、0ということになる。

委員： 他の市町村で、0というところはあるか。

事務局： 県内で約半分が0となっている。

委員： 歳出で、高額医療費は一人当たり33,276円ということだが、高齢者が多い市町村は、高額療養費の額が増えているのではないか。

事務局： 県北などでは平均年齢が高いので、一人あたりの医療費は高くなっている。

委員： 保険税の負担を公平にするように県全体で調整しているとは思いますが、高齢者が多い市と、若い人が多い市とで、地区によって差が出てしまうのではないかと。

事務局： 医療費は確かに市町村ごとで平均年齢により差があるが、納付金は、市町村ごとの医療費水準や、年齢構成等を考慮して算出されており、そういったところで調整している。

委員： 高額医療費は、制度も複雑でわかりにくいので、何か例を示して説明すると良いと思う。

事務局： 具体的な医療費、基準、自己負担額、払い戻しの金額、という例が示せば良いと思っている。

委員： 高額医療制度では、一時負担金も無しにして限度額までの支払いとなるので、親切で良いと思うが、治療費が全体でどのくらい掛かっているのかわからないと、高額医療費がもっと増加する可能性があり、高額医療そのものを被保険者の皆さんが考えなくてはいけないと思う。

事務局： 医療費通知を2か月分ずつ、年6回送っており、一覧で、総額から自己負担額まで載せているが、ご理解が難しいこともあるかと思う。

委員： 高額医療で、オブジーボやC型肝炎の飲み薬は、蕨では出ているか。

事務局： 個別の集計は取っていない。

議案第3号 平成31年度蕨市国民健康保険特別会計予算(案)については、議案第3号資料のとおりとすることです承された。

(4) その他について

(その他資料2「蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」参照)

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： 現行の軽減を受けている世帯数と、これが改正になるとどのくらい増える見込か、あと、影響額を教えてください。

事務局： 現行の軽減を受けている世帯数は、5割軽減が1,340世帯、2割軽減が1,250世帯である。影響世帯数は、5割軽減が30世帯、2割軽減が60世帯である。また、影響額は、保険税自体の収入は66万円ほど減収になるが、基盤安定負担金により107万円増となり、結果的には歳入は増えるという形になる。

委員： 7割軽減の世帯数はどのくらいか。

事務局： 3,430世帯である。

委員： 7割軽減は変更無しか。

事務局： 変更無しである。

以上